

民間社会福祉事業に従事する職員の福祉を増進と民間社会福祉事業の進展に寄与することを目的とし、愛知県内の民間社会福祉事業に従事する職員の退職共済事業などを行っています。

財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会平成 23 年度事業計画（抜粋）

国民の福祉・介護ニーズが一層拡大する中、国においては、福祉・介護人材の育成定着に向けた総合的な取組みが進められておりますが、社会福祉事業所における人材不足は依然として続いております。

そこで、社会福祉施設を経営する法人においては、質の高い福祉人材の安定的な確保が急務となっており、良質な福祉サービスを提供するためにも、職員の福利厚生の充実が求められております。

また、新公益法人制度への移行や保険業法、金融商品取引法など退職共済制度に重大な影響を及ぼす課題に対し、今後の方向性と事業のあり方などそれに伴う諸準備が必要となってきております。

そこで本会は、県内の民間社会福祉事業に従事する職員の福利厚生の増進を目的とし、次の項目を重点として、退職共済事業および福利厚生事業を柱に事業を展開します。

[重点項目]

1. 制度改革に対応した退職共済・福利厚生事業の制度設計
2. 制度設計に対応した退職給付金原資の安定的確保と資産運用
3. 会員のニーズを的確に捉えた福利厚生事業の充実

**【組織】** 役員と事務局で運営されています。

**【役員】**

役員は社会福祉施設関係者や学識経験者から選出され、理事会・評議員会等を開催して、事業計画・報告、予算・決算、その他本会の運営に関する重要事項を協議し、運営に当たります。

なお、役員任期は2年です。

- ・理事(理事会)10人（理事の中から、会長1人、副会長2人、常務理事1人を選出）
- ・監事2人
- ・評議員(評議員会)20人
- ・顧問(必要に応じて)2人

**【役割】**

(理事会)

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(監事)

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(評議員会)

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
- (4) その他理事会が必要と認めた事項

## 【その他】

各種委員会を必要に応じて開催し、それぞれの課題についてについて、企画・立案します。

- ・ 共済制度研究委員会（退職共済事業について検討）
- ・ 福利厚生企画情報会議（福利厚生事業について検討）
- ・ 松下社会福祉事業福利厚生基金事業運営委員会（松下基金事業による福利厚生事業を検討）

（事務局）共済会事業の事務、事業運営を行います。

事務所：名古屋市中区丸の内二丁目4番7号

## 【事業内容】（平成23年度事業計画）

### ○退職共済事業の実施

会員から掛金を徴収し、資産として運用することで退職給付金の給付を行います。

### ○福利厚生事業の実施

#### （1）松下社会福祉事業福利厚生基金事業の実施

- ・ 貸付事業(住宅資金・生活資金)
- ・ リフレッシュサポート事業（旅行助成・映画助成）

#### （2）福利厚生センター事業の実施

- ・ 会員交流事業の実施（野球・相撲観戦・観劇、音楽鑑賞、各種レクリエーション、など）
- ・ 福利厚生センターの都道府県業務（地方事務局）の受託

#### （3）共済年金（貯金）事業の実施

共済年金制度を活用した貯金事業の実施

#### （4）その他

- ・ 会員の余暇活動等に有用な優待施設など福利厚生増進に資する情報提供を行うほか、広報事業（共済会のしおり、共済会だより等の発行）も行っています。